

滝沢市求職者等に対するハラスメント防止に係る基本方針

1 基本的な考え方

本市では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）の趣旨を踏まえ、採用選考への応募者、採用説明会参加者、職場訪問者、インターンシップ参加者その他職業の選択に資する活動（以下「求職活動等」という。）を行う者（以下「求職者等」という。）の人格及び尊厳を尊重し、安全かつ安心して活動できる環境の確保に努めます。

職員は、地方公務員として全体の奉仕者であることを自覚し、常に公平かつ公正に職務を執行しなければなりません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントその他のハラスメントは、求職者等の人格及び尊厳を傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

このため、本市は、求職者等に対するハラスメントの防止に取り組むとともに、相談があった場合には迅速かつ適切に対応し、ハラスメントが確認された場合には被害者への適切な配慮を行うとともに、行為者に対し必要な措置を講じ、再発防止に努めます。

また、職員は本方針の趣旨を十分に理解し、求職者等の人格及び尊厳を尊重するとともに、ハラスメントの防止に努めなければなりません。

2 禁止行為

職員は、求職者等に対し、次に掲げるハラスメントに該当する行為を行ってはなりません。

- (1) セクシュアルハラスメント 性的な言動により、求職者等の人格又は尊厳を害し、不利益若しくは不快感を与え、又は就職活動その他の職業選択に関する活動の環境を害する行為
- (2) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠、出産、育児又は介護に関する事項について不適切な言動を行うことにより求職者等に不利益又は不快感を与える行為
- (3) パワーハラスメント 職務上の優位な立場又は関係性を背景として行われる不適切な言動により、求職者等に精神的又は身体的苦痛を与える行為
- (4) その他のハラスメント 差別的言動、人格を否定する発言、嫌がらせその他人権を侵害する行為

3 求職活動等に関するルール

職員が求職者等と面談、面接、説明、連絡その他の接触を行う場合は、次の事項を遵守します。

- (1) 面談等は業務上必要な時間及び場所において実施すること。
- (2) 面談等は原則として組織の管理下において実施すること。
- (3) 私的なSNSアカウントその他個人的な連絡手段を用いて継続的な連絡を行わないこと。

- (4) 業務目的を逸脱した接触を行わないこと。
- (5) 求職者等とのやり取りは節度をもって行い、採用活動等の目的に照らして必要な範囲にとどめること。
- (6) 私的な交際又は飲食等への誘いを行わないこと。
- (7) 結婚、妊娠、出産、交際状況その他採用活動等に関係のない私的事項について質問しないこと。

4 相談体制

本市は、求職者等からの相談に適切に対応するため、相談窓口を設置します。

相談窓口においては、相談の受付、事実関係の確認、必要な助言及び支援並びに関係部署との連携を行い、相談があった場合は、事実関係を確認した上で適切に対応します。

求職者等に対するハラスメントが確認された場合は、被害者への適切な配慮を行うとともに、行為者に対して厳正に対処します。

また、同様の事案が再発することのないよう必要な措置を講じます。

5 プライバシーの保護等

相談者及び関係者のプライバシーは厳格に保護します。

また、相談を行ったこと又は事実確認に協力したことを理由として、採用選考その他の評価において不利益な取扱いを行いません。

令和8年10月1日

滝沢市長 武田 哲